

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

浜通り

週刊 避難者応援情報紙
8月24日発行

Vol.17

さんじょうライフ



この紙面は、皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

復興へ心をひとつに盆踊り

8月14日、南相馬市原町区の旭公園で「南相馬市民盆踊り大会～心をひとつに、一步前へ」が行われ、盆踊りのほかカラオケやビンゴゲーム大会も開催されました。ちょうちんの灯りが幻想的な会場では盆踊りが始まり、浴衣姿の参加者がうちわを手にしながら音頭に合わせてやぐらを回り、踊りを披露しました。



出店が並び賑わう会場



やぐらを回る参加者



踊りを見物する人も



心をひとつに踊ります

●南相馬市HP「写真で見る東日本大震災」より

目次

南相馬市	2
浪江町	3
双葉町	6
大熊町	7
富岡町	10
いわき市	11
郡山市	12
福島市	14
西郷村	15
一時立入りについて(事業所等)	16
福島県弁護士会	17
総務省 福島行政評価事務所	18
イベント情報	19



南相馬市からのお知らせ

被災者支援のための何でも相談会

8月17日HP掲載

南相馬市では、東日本大震災並びに原子力発電所事故に伴う被災者支援のため、今年8月から12月までの各月2回、「被災者支援のための何でも相談会」を実施いたします。

損害賠償の問題や行政相談、復旧復興事業に向けた専門家が一堂に集まって、ワンストップで様々な相談に応じます。

相談は無料です。困っていること、知りたいことなど何でもご相談ください。

● 期日

月	日
8月	20日（土）、27日（土）
9月	3日（土）、17日（土）
10月	8日（土）、29日（土）
11月	12日（土）、26日（土）
12月	10日（土）、24日（土）

● 時間 13時30分～16時30分

● 場所 道の駅「南相馬」

● 相談内容

相談内容	関係機関
被災に伴う賠償問題、相続問題、借家契約等	福島県弁護士会
土地建物の登記・供託・訴訟などの手続き等	福島県司法書士会
土地や家屋に関する調査・測量・申請手続き等	福島県土地家屋調査士会
行政機関に関する申請書類の作成、提出手続き等	福島県行政書士会
各種税金の申告・申請・税務書類の作成等	福島県税理士会
建築物の設計、工事管理等	福島県建築士会
社会保険の加入、拠出、給付の手続き等	福島県社会保険労務士会
罹災証明、がれき処理、モニタリング検査、市行政窓口の案内等	南相馬市

※受付多数の場合には、終了時間前に受付を終了することもありますのでご了承ください。

▶ 主催：南相馬市・南相馬市災害対策本部

▶ 問い合わせ・・・

市民生活部防災安全課

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27 南相馬市役所本庁舎2階

TEL: 0244-24-5232 FAX: 0244-23-0311



浪江町からのお知らせ

浪江町内小中学校等の空間放射線量測定結果について

8月20日HP更新

浪江町が独自に実施した浪江町内小中学校等の空間放射線量の測定結果をお知らせします。

浪江町内小中学校等の空間放射線量測定結果(8月19日測定分更新)

(測定地:地上高H=1.0m 単位: μ Sv/h)

測定地	測定詳細箇所	測定値 7月22日	測定値 7月29日	測定値 8月5日	測定値 8月12日	測定値 8月19日
津島小学校	校庭「中央西北より」	8.88	8.66	8.59	8.12	8.58
津島中学校	校庭「中央東北より」	12.10	10.60	11.70	10.50	11.40
浪江高等学校津島校	校庭「中央西北より」	17.00	14.60	16.70	15.20	16.00
荏野小学校	校庭「中央西北より」	8.84	8.33	8.40	6.90	8.18
川添字中上ノ原地内	中上ノ原A町営住宅 「公園中央南より」	7.46	5.45	6.80	5.68	7.51
大堀小学校	校庭「中央東より」	5.17	5.32	7.26	5.41	7.34
浪江中学校	校庭「中央西北より」	10.30	7.98	10.50	9.33	8.24
ふれあいセンターなみえ	グラウンド 「中央西北より」	9.22	6.79	9.74	7.12	7.93
浪江小学校	校庭「中央東南より」	1.39	1.03	1.50	1.32	1.13
浪江高等学校	校庭「中央西北より」	3.86	3.87	3.95	3.04	3.27
藤橋字亀下地内	浪江日本ブレーキ(株) 工場敷地「西より」	1.80	1.72	1.86	1.47	1.47
浪江町役場	庁舎「西より」	0.77	0.68	0.73	0.60	0.65
北幾世橋字北中谷地地内	エスエス製薬(株) 福島工場敷地「北西」	0.73	0.70	0.76	0.56	0.65
幾世橋小学校	校庭「中央東より」	0.51	0.51	0.60	0.46	0.59
請戸小学校	正面玄関「東より」	0.30	0.29	0.31	0.22	0.27
浪江東中学校	校庭「中央東北より」	0.60	0.55	0.65	0.45	0.63

浪江町仮設住宅進捗状況(8月17日現在)

8月18日HP掲載

浪江町で現在ご案内しております仮設住宅の建設進捗状況と建設予定地についてお知らせいたします。

また、今後も仮設住宅の建設が出来次第、順次入居者へご案内いたしますのでよろしくお願いたします。

浪江町仮設住宅建設進捗状況

平成23年8月17日 現在

市町村	名称	所在地	建設予定戸数	1DK (6坪)対1*	2DK (9坪)対1*	3K (12坪)対1*	建設完了戸数	既入居戸数	着工予定	完成予定	
桑折町	桑折駅前	字東段30	286	74	142	70	286	195	3月24日		
	桑折町計		286				286	195			
二本松市	郭内公園	郭内2丁目93-1	100	25	50	25	100	83	5月2日		
	塩沢農村広場	中ノ目100	98	-	98	-	98	59	4月30日		
	岳下住民センター	三保内72-1	64	16	32	16	64	54	5月1日		
	旧平石小学校	赤井沢472	82	20	42	20	82	56	5月3日		
	安達運動場	油井字長谷堂230	244	61	122	61	244	218	5月4日		
	建設技術学院跡	安達ヶ原1-55-1	30	-	30	-	30	28	5月7日		
	杉田住民センター	西町283-1	33	-	33	-	33	29	4月29日		
	杉内多目的運動広場	西藤田字杉内	234	58	118	58	234	129	5月8日		
	杉田農村広場	七段128	64	12	40	12	64		5月23日		
	大平農村広場	太子堂327	66	12	42	12	66	44	5月24日		
	永田農村広場	永田6丁目	54	12	30	12	54	28	8月17日		
	二本松市計		1,069				1,069	728			
福島市	笹谷東部	笹谷字片目清水36-4	182	36	112	34	182	157	4月12日		
	南矢野目	南矢野目字中谷地33	208	52	104	52	208	134	4月22日		
	北幹線第一	飯坂町平野字早川原20-1	196	-	196	-	196	127	4月28日		
	森合町	森合町109-1	18	4	10	4	18	8	5月6日		
	しのぶ台	上鳥渡字しのぶ台29-4	112	28	56	28	112		8月中旬		
	宮代地区	宮代字上川原	176	30	110	36	176	32	5月28日		
	佐原地区	佐原小学校跡地	32	6	20	6	32	24	5月31日		
		福島市計		924				924	482		
	石神第一 (しらさわグリーンパーク駐車場)	槻沢字石神55	57	11	35	11	57		6月9日		
	石神第二 (しらさわグリーンパークサッカ-場)	槻沢字石神61	80	10	46	24			6月8日	8月中旬	
本宮市	栗木 (カルチャーセンター駐車場)	和田字牛ヶ平38	27	6	16	5	27		6月10日		
	小田部 (白沢総合支所)	槻沢字小田部1	42	8	26	8	42	24	6月7日		
	和田石上 (白沢老人福祉センター)	和田字石上141-1	18	4	10	4	18		6月7日		
	高木 (本宮運動公園みんなの原っぱ)	高木字黒作1	114	24	66	24	114		6月2日		
	恵向 (恵向公園)	荒井字恵向121-6	137	23	82	23	137		6月7日		
		本宮市計		475				395	24		
		合計		2,754				2,674	1,429		

連絡所業務終了のお知らせ

8月19日HP掲載

避難されている皆様には、東日本大震災以降、不自由な生活を余儀なくされてご苦勞おかけしていることと存じます。

岳・土湯・猪苗代連絡所は、8月26日を以て連絡所の業務を終了することといたしますのでお知らせします。

避難されている皆様にあつては、仮設住宅等への移動までの間、ご不便をおかけいたしますが、引き続き仮設住宅建設地でのサービスを展開するための終了となりますので、ご理解をお願いいたします。

町では、今後とも避難された皆様の生活再建等に取り組んでまいります。

▶ **連絡所業務終了日時** 8月26日(金) 午後5時

「あだたら体育館」避難所の運営終了のお知らせ

8月19日HP掲載

「あだたら体育館」に避難されている皆様には、東日本大震災以降、不自由な生活を余儀なくされてご苦勞をおかけしていることと存じます。

「あだたら体育館」避難所は、8月31日を以て避難所の運営を終了することといたしますのでお知らせします。

避難されている皆様にあつては、仮設住宅等への移動などお手数をおかけいたしますが、「あだたら体育館」は、本来の機能を回復し、二本松の皆様へお返しすることとなりますので、ご理解をお願いいたします。

町では、今後とも避難された皆様の生活再建等に取り組んでまいります。

▶ **避難所終了予定** 8月31日(水) 昼食後



双葉町からのお知らせ

災害弔慰金の支給について

8月17日HP掲載

平成23年東日本大震災により死亡された方のご遺族に対して、双葉町災害弔慰金の支給に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給いたします。

●対象となる方

東日本大震災により死亡した方や災害に関連して死亡した方(被災時に双葉町に住所を有していた方)のご遺族が対象となります。

●弔慰金の額

	支給額	対象者
死亡された方が死亡当時、対象者の生計を主として維持していた場合	500万円	下表1から5及び11に該当する方
上記以外の場合	250万円	下表6から10及び12に該当する方

●支給の範囲、順位

支給順位	対 象 者	
1	死亡された方によって主として生計を維持されていた	配偶者
2		子
3		父母
4		孫
5		祖父母
6	上記以外	配偶者
7		子
8		父母
9		孫
10		祖父母
11	死亡された方により主として生計を維持されていた	兄弟姉妹
12	上記以外	兄弟姉妹

次ページへ続きます→

※順位11、12の兄弟姉妹は、死亡した方の死亡当時、その方と生計を同じくしていた方、または同居していた方に限ります。

※災害に関連して死亡した方については、災害と死亡との間に相当因果関係があるか否かを「双葉地方災害弔慰金支給審査委員会」にて判定することになります。その結果によっては支給認定されないこともあります。

※「主として生計を維持されていた」とは、いわゆる被扶養者であり、所得税法にいう控除対象配偶者及び扶養親族となる方をいいます。

●提出書類

- 災害弔慰金支給調査兼受領申出書
- 震災後から死亡までの経緯について
- 災害弔慰金請求同意書
- 災害弔慰金の受領に関する委任状

📄 ホームページからダウンロードできます

- 受領される方の身分証明書の写し(運転免許証・健康保険証・年金証書など)
- 死亡診断書(検案書)・医療機関の診断書などの写し
- 振込口座の通帳の写し(金融機関名、取引店名、口座番号が印字されたページ)

▶問い合わせ及び提出先・・・

双葉町埼玉支所 住民生活課住民係

TEL: 0480-73-6880 FAX: 0480-73-6926



大熊町からのお知らせ

東日本大震災に係る食費居住費等に関する補助の 適用期間の取扱いについて

8月19日HP掲載

- 介護保険施設等の食費および居住費に関する補助の適用期間については、平成23年8月31日までとなっていました。被災地の状況などを踏まえ、平成23年9月以降も、当分の間、これを継続することが決定となりました。
- 現在、大熊町は免除証明書を平成23年8月31日までの期間で発行していますが、厚生労働省の通達により免除証明書を不要とすることとなりました。今後は、免除証明書なしで、食費および居住費に関する補助を受けることができます。
- 食費及び居住費等に関する補助の適用期間の終了時期については、追って連絡いたします。

介護保険料減免措置について

8月19日HP掲載

原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への待避に係る内閣総理大臣の指示、または、同法第20条第3項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている者は、全額を免除することとなりました。

今年度の介護保険料に関しては、賦課いたしません。

なお、4月年金天引き分で介護保険料を納付された方は、今年度中に還付する予定でありますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

大熊町 絆 パークゴルフ大会参加者募集

8月19日HP掲載

東日本大震災、原子力発電所事故により故郷を離れてまもなく半年になります。おおくまパークゴルフ協会では、ふれあいパークおおくまを思い出し、町民パークゴルフ大会を計画しました。

パークゴルフを楽しみ、思い出話で絆を深めたいと思いますので、パークゴルフ愛好者の一人でも多くの参加をお待ちしております。

- 開催日 9月9日(金)
- 会場 北塩原グランデコパークゴルフ場
- 開会式 午前8時45分
- 競技開始 午前9時00分～

(1) 競技方法 男子の部、女子の部、各個人戦、27ホール(99)ストロークプレー

※ 同スコアの場合、優勝～3位までサドンデスプレーオフとする

(Eコースを使用) 4位～5位は優先コースE, C, Dとする

(2) 参加資格 大熊町民の自由参加です

(3) 参加費 1,500円(プレー費、昼食費、賞品費用)当日納めてください

(4) 表彰 男女各3位まで、BB賞、飛び賞、ホールインワン賞など

(5) 締切日 9月2日(金)

(6) 申し込み時にクラブ、ボールの有無を記入ください。会費にはクラブ、ボールの費用は含まれていません。有りは○、なしはクラブの右、左を記入ください。

●申込書は大熊町役場企画調整課にあります。

●大会申し込み一週間前からはキャンセルできませんのでお気をつけください。

▶主催 おおくまP・G協会事務局／共催：ふれあいパークおおくま

▶問い合わせ & 申込先・・・

大熊町役場会津若松出張所 調整管理課

TEL: 0242-26-3844 (代表) 内線531

大熊町の除染に関する緊急要望書

8月20日HP掲載

8月20日、早急な大熊町内での除染の実施を求め、渡辺町長から細野豪志原発担当大臣に要望書を提出しました。

以下要望書原文

原発事故の収束及び再発防止担当大臣 細野 豪志 様
原子力経済被害担当大臣 海江田 万里 様

大熊町の除染に関する緊急要望書

今般の東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故により、町機能ごと県内外に集団避難を余儀なくされる事態となり、原子力発電所の安全確保に一元的責任を有する国を信頼してきた大熊町としては、大変強い衝撃を受けております。

さらに、いまだ福島第一原子力発電所事故の収束目処は立っておらず、加えて放射線による汚染の厳しい現状が明らかになってきております。

福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質により周辺地域の表層土壌等が汚染されておりますが、震災から5ヶ月以上経過した今現在も、土壌や山林汚染に対する除染方法は明らかになっておりません。町民達はどうすればふるさとが以前のよう
に生活できるようになるのか、また、いつになったらふるさとに戻ることができるのかを全く
想像できない現状、終わりの見えない避難生活に将来に対する不安を隠しきれません。

放射性物質により汚染された地域が、どのように除染されていくのかという除染実績を
作ることで、大熊町へ戻ることを切に望んでいる町民に希望を与えることができます。

また、大熊町の住民が居住できることが、今後、福島第一原子力発電所の廃炉を進め
るにあたって生じる雇用の確保、また放射線等に関する研究・医療等あらゆる分野に対し
て必要不可欠であります。

つきましては、かかる状況を十二分にご推察いただき、下記により緊急要望を提出いた
します。

記

放射性物質により汚染された地域の除染実証モデルとして、早急に大熊町
内で除染を実施すること。

平成23年8月20日
大熊町長 渡辺 利綱



富岡町からのお知らせ

敬老祝金、しあわせ金婚夫婦表彰について

8月16日HP掲載

●平成23年度富岡町敬老会・敬老祝金について

今年の敬老会及び敬老記念品の贈呈につきましては、誠に心苦しいところではございますが、実施をしないこととなりましたので、お知らせいたします。

なお、敬老祝金につきましては、これまでどおり支給いたします。支給に際しましては、口座振込としますので、申請書に必要事項を記入のうえご提出ください。

(申請書は、該当される方宛てに、8月17日に発送する予定です)

- 申請書提出期限 8月31日(水)
- 祝金振込予定日 9月30日(金)
- 敬老祝金支給額(年齢は9月15日を基準日とします)

75歳～79歳	5,000円
80歳～89歳	7,000円
90歳～	25,000円

※9月15日までに異動があった場合は、祝金支給とはなりませんのでご了承ください。

▶問い合わせ・・・

健康福祉課 福祉係 TEL: 0120-33-6466

●「祝結婚50年」しあわせ金婚夫婦表彰について

福島民報社と福島県老人クラブ連合会の主催で行う「しあわせ金婚夫婦表彰」の申し込み受け付けを、下記の要領により実施します。

記

- 表彰を受けられる金婚夫婦 昭和36年に結婚し金婚50年を迎えた夫婦
(前回までに自己申告の手続きをしなかった金婚夫婦も受け付けます)
- 申し込み 該当される方は「しあわせ金婚表彰申込書」に必要事項を記入のうえ、下記まで提出してください。
(申込書が必要な方は、下記までご連絡ください)
- 受付期限 8月31日(水)
- 表彰伝達 後日連絡のうえ、賞状と記念のおしどり金メダルを贈ります。

▶問い合わせ・・・

〒963-0115 福島県郡山市南2丁目52 ビッグパレット内
富岡町老人クラブ連合会事務局「富岡町社協内」
TEL: 090-2978-8683



いわき市からのお知らせ

水道水の放射性物質の測定結果について

いわき市水道局からのお知らせ(8月17日10時現在)

現在、いわき市の水道水の放射性物質の測定は、国の原子力災害現地対策本部が、市内8箇所の浄水場の給水栓(水道蛇口)から採水した水道水について、2日ごとに、福島県原子力センター福島支所または(財)日本分析センター(千葉市)に搬入し、検査を行っています。

8月16日に原子力災害現地対策本部が実施した市内8箇所の水道水の放射性物質の測定結果はすべて不検出となっており、1歳未満の乳児を含めすべての方に飲んでいただいで問題ありません。

(単位:ベクレル/kg)

採水場所	採水日時	放射性ヨウ素	放射性セシウム
①平浄水場	8/13 17:00	不検出(ND)	不検出(ND)
②上野原浄水場	8/13 17:00	不検出(ND)	不検出(ND)
③泉浄水場	8/13 17:00	不検出(ND)	不検出(ND)
④山玉浄水場	8/13 16:55	不検出(ND)	不検出(ND)
⑤法田第二ポンプ場	8/13 16:25	不検出(ND)	不検出(ND)
⑥川前浄水場(川前簡水)	8/13 14:10	不検出(ND)	不検出(ND)
⑦入遠野浄水場(遠野簡水)	8/13 16:00	不検出(ND)	不検出(ND)
⑧旅人浄水場(田人簡水)	8/13 15:55	不検出(ND)	不検出(ND)

(注) 国の原子力災害対策本部が実施する測定結果が数値で表せない場合、「ND(Not Detectable) 検出せず」と「LTD(Less Than Detectable) 検出限界未満」とに区分されています。

検出下限値は、測定機器や測定時間等によっても違ってきますが、3月31日に採水された入遠野浄水場の値が4.1ベクレル/kg(放射性ヨウ素)となっていますので、概ね4.0ベクレル/kg程度と考えられ飲用に問題のない値となっています。

【放射性物質に関する飲料水の基準】

- 原子力安全委員会が定めた「飲食物摂取制限に関する指標」
放射性ヨウ素(飲料水) 300 ベクレル/kg 以下
放射性セシウム(飲料水) 200 ベクレル/kg 以下
- 厚生労働省通知「乳児による水道水の摂取に係る対応について」
乳児の摂取指標値 放射性ヨウ素 100 ベクレル/kg 以下

※現在、国の原子力災害現地対策本部が実施している放射性物質の測定については検査機関が限られており、水道水以外にも食品や土壌等の検査も実施していることから、検査結果がでるまでに日数を要する場合があります。

▶ 問い合わせ・・・

いわき市水道局浄水場 TEL: 0246-22-9319

いわき市が設置する1次避難所の閉鎖について

8月20日HP掲載

本市では、去る3月11日の東日本大震災に伴い、市内各所に避難所を設置して参りましたが、8月20日をもって勿来市民会館を閉鎖し、これにより本市が設置する市内全ての避難所が閉鎖となりました。

※最多避難者数は、3月12日午前10時現在で、市外からの避難者を含め、市内127か所の避難所に19,813人の皆さんが避難されておりました。



郡山市からのお知らせ

自動車走行サーベイ(調査)による郡山市内モニタリング結果について (お知らせ)

8月17日HP掲載

7月20日(水)から8月13日(土)まで、原子力災害対策現地本部(放射線班)及び福島県災害対策本部(原子力班)、郡山市原子力災害対策プロジェクトチームによる自動車走行サーベイ(調査)モニタリングを行いました。その結果は次のとおりです。

▶モニタリング結果

※原子力災害対策現地本部(放射線班)及び福島県災害対策本部(原子力班)8月17日発表

- 調査日時 平成23年7月20日～8月13日
- 調査対象 郡山市の次の地域およびその周辺
市中央部、市東部、喜久田、三穂田、日和田、片平
- 調査手法 調査区域内を6日間、車両のべ22台で走行し、空間線量率を測定
- 調査結果 最大値:2.81 μ Sv/h(池ノ台:北緯37.39113 東経140.3738)
最小値:0.13 μ Sv/h(中田町柳橋:北緯37.36416 東経140.5252)

📄 全走行経路及び線量率は、ホームページの「自動車走行サーベイによる郡山市モニタリング調査結果(PDFファイル)」をご確認ください。

**子育て支援センター・郡山市立保育所
放射線量測定結果のお知らせ<8月22日>**

8月22日HP掲載

▶子育て支援センターの放射線量測定結果 ※月～土曜日測定
(毎月第3土曜日のニコニコこども館休館日は除く)

※単位:すべてマイクロシーベルト/時

施設名	調査箇所		8月16日 (火)	8月17日 (水)	8月18日 (木)	8月19日 (金)	8月22日 (月)
ニコニコ こども館	広場	1cm	0.26	0.21	0.25	0.33	0.35
		50cm	0.48	0.27	0.30	0.42	0.37
	館内	50cm	0.06	0.06	0.05	0.08	0.08
東部地域 子育て支 援センター	広場	1cm	0.36	0.38	0.34	0.48	0.33
		50cm	0.29	0.26	0.30	0.30	0.29
	館内	50cm	0.06	0.06	0.06	0.09	0.09
南部地域 子育て支 援センター ※	館内	50cm	0.27	0.25	0.22	0.24	0.22

※南部地域子育て支援センターの屋外放射線量測定結果については、[安積保育所\(所庭\)データ](#)を参照ください。

▶市立保育所の放射線量測定結果 ※月～土曜日測定

●空間放射線量計測方法

- 所庭の中央及び南東、北西、3ヶ所の1cmと50cm高を計測。
(下表の公表値はその平均値)
- 保育室は遊戯室及び全保育室の中央の50cm高の平均値
- 計測器は簡易放射線測定器「はかるくん」(文部科学省から貸与)を使用。

●放射線量測定結果

※単位:すべてマイクロシーベルト/時

地区	保育所	測定箇所等	8月16日 (火)	8月17日 (水)	8月18日 (木)	8月19日 (金)	8月22日 (月)	
安積町	安積保育所	所庭	1cm	0.59	0.60	0.36	0.55	0.40
			50cm	0.49	0.52	0.40	0.53	0.38
		保育室	0.15	0.17	0.15	0.15	0.15	

※以下省略します。

詳しくは、ホームページをご覧ください。



福島市からののお知らせ

住宅等の建設にかかる確認申請手数料を減免します

8月15日HP掲載

東日本大震災で被災された方が、被災された建築物(住宅等)を復旧するため、建築確認等を申請する際にかかる申請手数料の減免を拡大します(平成23年7月15日付)。

● 改正の概要

東日本大震災及び引き続き発生した余震により被害を受けた住宅または建築物、ならびに原子力発電所事故により設定された警戒区域等に所在することとなった住宅または建築物の所有者等が、地震による被災日または警戒区域等の設定日から起算して3年以内に建築等をする場合で、福島市(特定行政庁)がおこなう建築確認については、建築確認申請手数料等を免除します。

● 免除対象となる「被害」

■ 地震被害

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び引き続き発生した余震により、住宅(一戸建て、共同住宅、長屋等の専用住宅をいう。以下同じ。)、または建築物(兼用住宅を含む。以下同じ。)に半壊以上の被害を受けた場合

■ 原発被害

東京電力福島第一原子力発電所事故に基づき設定された下表の警戒区域等(※1)の区域内に住宅または建築物が所在することとなった場合

設定された区域	設定された日
警戒区域	平成23年4月22日
計画的避難区域	平成23年4月22日
緊急時避難準備区域	平成23年4月22日
福島第一原子力発電所から30kmの範囲	平成23年3月15日
特定避難勧奨地点	随時指定

※福島県建築基準法施行条例附則第2項ただし書において定める「原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項の警戒区域その他これに準ずる区域として知事が定める区域」)

● 免除対象となる「申請者」

■ 「地震被害」の場合

市町村から発行される半壊以上の「被災証明書」等の交付を受けている所有者または居住者(その相続人や家族を含む)

■ 「原発被害」の場合

市町村から発行される原発被害に基づく「被災証明書」等の交付を受けている所有者または居住者(その相続人や家族を含む)

▶ 問い合わせ・・・

都市政策部開発建築指導課

TEL: 024-525-3790 FAX: 024-533-0026



西白河郡西郷村からのお知らせ

平成24年西郷村成人式典について

8月22日HP掲載

● 式典内容について

■ 対象者 平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれの方

■ 期 日 平成24年1月8日(日)

■ 受付時間 午前10時～午前10時20分

(午前10時30分より写真撮影を行った後、式典を行います。)

■ 場 所 西郷村文化センター 大研修室(1階)

● 村外居住者受付について

■ 受付期間 平成23年11月30日(水)まで

■ 申し込み方法

・窓 口 西郷村文化センター窓口にてお申し込みください。

・電 話 西郷村生涯学習課・中央公民館におかけください。

(TEL: 0248-25-2371/0248-25-2755)

・メール shougai@vill.nishigo.fukushima.jpへ送信してください。

(必ず、タイトルに「平成24年西郷村成人式 村外居住者受付について」とご記入ください)

■ 申し込む際の必要事項

・成人者本人の氏名およびふりがな

・生年月日

・住 所

※こちらの住所に、成人式当日に必要な「ご案内のはがき」を、平成23年12月中にお送りします。現在お住まいの住所の他、ご実家の住所などでも可能です。確実に はがきを受け取れるご住所をお知らせください。)

一時立入りについて(事業所等)

公益目的での一時立入りについて(双葉町・大熊町・南相馬市ほか)

8月20日HP掲載

公益目的での一時立入りをご希望の方は、以下の申請書にご記入の上、下記の各市町担当課あて申請ください。

なお、3km圏内の事業所について、立入者の安全を十分に確保した上で一時立入りが認められました。

●制度概要

平成23年4月23日に政府の原子力災害対策本部長(総理大臣)により示された「警戒区域への一時立入許可基準」において、「立入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者(公益目的)」は、一部地域を除いて警戒区域への立入りが認められます。

なお、警戒区域において立入りを認めない地域は、次のとおりとなっています。

- 高い空間線量率等により立入りのリスクが大きいと考えられる区域
- 今般の津波により被害を受けた地域であり、一時立入者に危険を及ぼすと考えられる区域

●公益目的での一時立入り対象者の条件

個別事案ごとに、市町村が政府の原子力災害対策本部と調整した上で、公益が認められる場合には、市町村長が一時立入りを許可します。

●本制度により一時立入りすることができる条件の概要

- 一時立入りの目的が以下の項目に合致すること
 - ・病院のカルテなど、それがなければ避難住民の健康の維持が著しく困難になる資料などを持ち出すために立ち入る場合
 - ・地域の雇用や、地域経済を支える重要な事業活動を行っている場合
 - ・その他市町村長が公益上特に必要と認めるもの など
- 安全確保・汚染拡大防止が図られていること
 - ・放射線防護のための必要な装備が確保されていること
(線量計、タイベックスーツ/雨合羽など)
 - ・自己責任で行う旨、また、放射線管理のために同行する者及び災害応急対策に従事する担当官の指示に従う旨の同意事項を確認すること
(同意書の提出は不要になりました。)

●申請手続き

申請書に必要事項をご記入の上、希望される立入り日から遅くとも2週間前までに下記あて郵送またはFAXでお送りいただくか、直接窓口へご提出ください。

申請書が受理されてから、審査に概ね2週間程度かかります。

なお、申請内容を審査の上、後日、許可書を交付します。

●その他

福島第一原子力発電所から半径3km圏内の区域につきましては、放射線管理者の同行が必要となります。

半径3km以上の区域においては、放射線管理者の同行は不要になりました。

GMサーベイメーター・線量計の携行が必要となります。

■公益目的一時立入申請書

■申請書の記載例

📄 ホームページからダウンロードできます

▶「警戒区域への公益目的の一時立入りを申請される事業者の方へ(注意事項)」もよくお読みください(ホームページ掲載)

▶申請窓口、問い合わせ・・・

■南相馬市 南相馬市 経済部 街なか賑わい創出課
TEL: 0244-24-5297 FAX: 0244-23-7420

■双葉町 双葉町 災害対策本部
TEL: 0480-73-6880 FAX: 0480-73-6926

■大熊町 大熊町役場 会津若松出張所 災害対策本部
TEL: 0242-26-3861 FAX: 0242-26-3794

福島県弁護士会

原子力発電所事故被害者救済支援センターの設置について

(8月23日浪江町HPより)

福島県弁護士会は、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が紛争解決センター(いわゆる政府ADR)を実施すること等に対応するため、「福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センター(以下「救済支援センター」といいます)」を設置し、9月1日より受付を開始します。

この救済支援センターでは、主に、原子力損害賠償に関する法律相談を担当する弁護士の紹介、紛争解決センターの和解仲介申立代理を行う弁護士の紹介等を行います。

▶受付窓口

福島県弁護士会 原子力発電所事故 被害者救済支援センター

TEL: 024-533-7770(平日10時~15時)

※9月1日より受付開始

特に、受付開始当初は、希望者多数のため電話がつながりにくいことが予想されますが、ご了承ください。



総務省 福島行政評価事務所からのお知らせ

「被災者支援なんでも行政相談」のお知らせ

総務省 福島行政評価事務所では、行政機関などが一堂に集まって、県内を巡回しながらワンストップで様々なご相談に応じる「被災者支援なんでも行政相談」を行います。

困っていること、知りたいことなどございましたら、なんでもご相談ください。
ご相談は無料、秘密は厳守いたします。

● 日時・場所

- 8月24日(水) 10時～15時 いわき市小名浜公民館(いわき市小名浜愛宕上7-2)
- 8月28日(日) 10時～15時 福島市信陵学習センター(福島市笹谷字オノ神1)
- 8月31日(水) 13時～16時 川俣町中央公民館(川俣町字樋ノ口11)
- 9月 8日(木) 13時～16時 田村市船引公民館(田村市船引町船引字南元町28)
- 9月14日(水) 13時～16時 伊達市学習交流館(伊達市北後22-1)

▶ 主催

総務省 福島行政評価事務所、福島地域行政相談連絡協議会

▶ 参加予定機関

福島地方法務局、年金事務所、東日本電信電話株式会社福島支店、
独立行政法人住宅金融支援機構、福島県弁護士会、福島県司法書士会、
学識経験者、福島行政評価事務所 など(会場により異なります)

▶ 問い合わせ・・・

総務省 福島行政評価事務所 TEL: 024-534-1101



イベント情報



■ 三遊亭金時師匠を迎えての ロータリーチャリティー寄席への招待 ■

三遊亭金時師匠を始めとする一門の皆さんの落語などの演芸で
楽しいひとときを過ごしてみませんか？

日時 8月28日(日) 14:00～16:00 ※開場13:30
会場 中央公民館 大ホール
※会場には、駐車場があります。

入場料: 無料
実施主体: 三条・三条南・三条北・三条東ロータリークラブ



【三遊亭金時プロフィール】

昭和37年11月東京都新宿区生まれ。昭和61年、大学卒業と同時に父である四代目「三遊亭金馬」に入門。平成元年に二ツ目、平成10年には真打ちに昇進。平成12年にはNHK朝のテレビ小説「私の青空」にて春風和夫役で役者デビュー。平成16年文化庁芸術祭演芸部門新人賞、平成17年国立演芸場花形演芸大賞銀賞、平成18年国立演芸場花形演芸大賞金賞など受賞多数

■ 和のひびき 古典芸能鑑賞 ■

日時 9月4日(日) 12時開場 13時開演
会場 三条市中央公民館 大ホール

入場料 無料

出演 観世流三条嵐声会
三条宝生会
三条三曲連盟

実施主体: 三條市文化団体協会三条支部



イベント情報



●おもてなしイベント情報

申し込みが必要なイベントについては開催期日の3日前までにご連絡ください。

◆問い合わせ&申込先・・・

政策推進課政策推進担当

TEL: 0256-34-5511 (内線745)

FAX: 0256-34-7933

Email: seisaku-staff@city.sanjo.niigata.jp

期 日	時 間	内 容	会 場
毎週火曜日	18:30～21:30	サッカー教室	コロナ体育館
毎週金曜日	18:30～21:00	サッカー教室	南小学校グラウンド
8月28日(日)	14:00～16:00	三遊亭金時師匠を迎えてのロータリーチャリティー寄席【三条・三条南・三条北・三条東ロータリークラブ様】※開場 13:30	中央公民館 大ホール
9月4日(日)	13:00～	和のひびき 古典芸能鑑賞【三条市文化団体協会三条支部様】※開場 12:00	中央公民館 大ホール

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	一般問い合わせ用 電話番号	以下の町村は役場機能が移転しています
南相馬市	0244-24-5221・5224・5232・6565	浪江町:男女共生センター内 (二本松市郭内一丁目196-1) 双葉町:旧騎西高校(埼玉県加須市騎西598-1) 大熊町:会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松氏追手町2番41号) 富岡町:ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地) 川内村:ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)
浪江町	0243-62-0123	
双葉町	0480-73-6880	
大熊町	0242-26-3844	
富岡町	024-946-8813・8815・3379・3380	
川内村	024-946-8828	
いわき市	0246-25-0500	
郡山市	024-924-7101	

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511